

平成 22 年(2010 年)11 月 2 日

宇部市長 久 保 田 后 子 様

宇部市文化芸術振興条例（仮称）検討委員会
委員長 長 畑 実

宇部市文化芸術振興条例（仮称）について

私たち宇部市文化芸術振興条例（仮称）検討委員会では、宇部市の文化の振興、発展を今後更に進めていくため、どのような観点、どのような取組が必要なのかについて、久保田市長から意見を求められ、これまで5回の会議を開催し、10人の委員が真剣に検討、協議を重ね、このたび、別添「宇部市文化芸術振興条例（仮称）骨子」のとおり市条例に盛り込むべき内容を取りまとめました。

国においては平成13年に、県においては平成19年にそれぞれ法律、条例を制定し、文化の振興を進めている中で、宇部市としては、独自の視点と取組をもって文化振興のための施策を進めていくことが非常に重要なことであると考えます。

したがって、このことを市条例の中に高々と宣言され、真に市民のため、地域のために文化によるまちづくりを進めていただくことを、本委員会の総意として期待し、意見を市長に提出するものであります。

市におかれましては、私どもの思いと願いを受け止められ、独自性のある市条例を制定され、子ども達の健やかな成長と心豊かな市民生活のため、文化の振興により人づくりや地域づくりに積極的に取り組まれるよう、お願いするものであります。